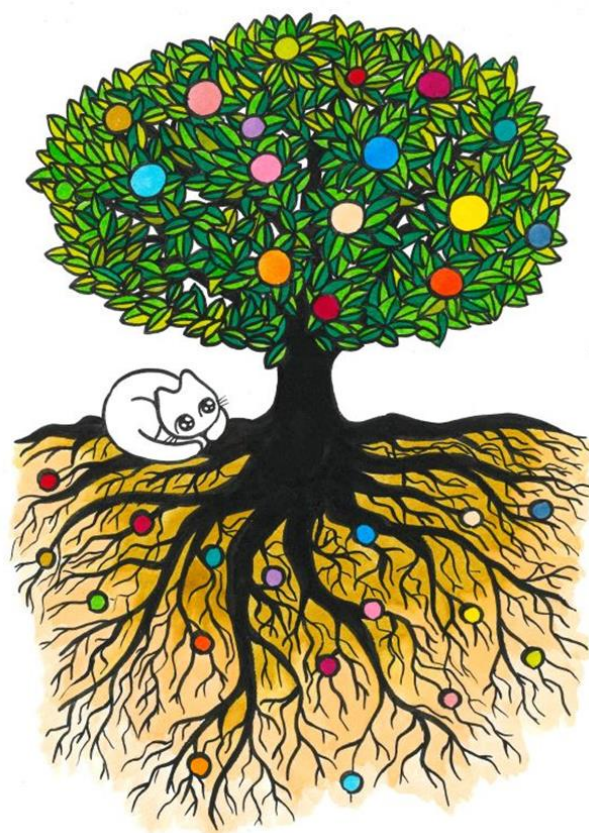


(案・0821 版)

酒田市学校再編ビジョン

－ 義務教育学校設置に向けた将来展望 －



酒田市まなびの樹

令和8年 月

酒田市教育委員会

目 次

第1章 はじめに

- 1 策定の背景と目的 3
- 2 ビジョンの位置付け 4
- 3 ビジョンの見直し 4

第2章 小・中学校の現状

- 1 市町合併後の小・中学校統合の経過 5
- 2 児童生徒数の推移 7

第3章 小中一貫教育の推進

- 1 小中一貫教育が求められる背景 8
- 2 本市における小中一貫教育の推進 12

第4章 学校規模・配置の適正化と将来展望

- 1 学校規模・配置の適正化に関する基本方針 17
- 2 義務教育学校の設置に関する基本方針 19
- 3 中学校区ごとの将来展望 21
- 4 共通事項 29

第5章 学校再編に向けた今後の進め方 32

資料

- 資料1 市町合併以降の児童生徒数の推移 33
- 資料2 酒田市における教育課題 34
- 資料3 リード校による実践の状況 36
- 資料4 酒田市小中一貫教育ビジョンR7～R9 37
- 資料5 市街地における小学校・中学校 学区現況図 38
- 資料6 通学区域図 39

第1章 はじめに

1 策定の背景と目的

今の子どもたちや、これから誕生する子どもたちが成人し、社会で活躍する頃には、日本はこれまで以上に厳しい課題に直面していることが予想されます。人口減少の加速、少子高齢化、核家族化、グローバル化の進展、生成 AI をはじめとするデジタル技術の進化、価値観の多様化などにより、社会構造は急速に変化しており、将来を見通すことが一層困難な、複雑で変化の激しい社会となっていくことが見込まれます。

本市においても、子どもの数が急速に減少する中、国際情勢の複雑化や気候変動に伴う自然災害の激甚化など、さまざまな社会情勢の変化による影響は大きく、子どもたちが不安やストレスを抱えていることも懸念されます。

このような時代だからこそ、子どもたち一人ひとりが、持続可能な社会の担い手として、自らの多様な個性や能力を原動力に新たな価値を生み出し、社会の発展と質的な豊かさの実現に貢献していくことが期待されます。

そのためには、子どもたちが、今後のさまざまな変化に主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら課題を解決する力、膨大な情報を適切に見極め、再構成し、新たな価値の創造につなげる力、さらには、複雑に変化する状況の中で目的を柔軟に捉え直し、行動していく力を身に付けることが必要です。こうした、これからの時代に求められる資質・能力を、子どもたち一人ひとりが身に付けられるよう育成していくことが求められます。

本市においては、学習意欲の低下、家庭における生活習慣や学習習慣の未定着、地域社会での体験不足等を背景とした集団生活への不適應、不登校、いじめなど、さまざまな課題が顕在化しています。これらの複雑化・多様化する課題に対して、これまでの義務教育の仕組みだけでは、十分に対応することが難しい状況も生じています。

子どもたちが、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、豊かな感性を働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを自ら考え、自らの可能性を発揮できるようにすることが重要です。そして、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力、すなわちウェルビーイング^{*1}の実現につながる力を身に付けるための、新たな義務教育を創造していく必要があります。

こうした教育を実現するためには、義務教育9年間を一つの大きなまとまりとして捉え直し、子どもたちの学びと育ちの連続性を大切にしながら、発達段階に応じた柔軟な教育活動を展開する「小中一貫教育」が重要となります。文部科学省の調査や先進自治体の取組事例では、校舎を一体化した小中一貫校において、小学校と中学校の垣根を越えた円滑な接続が図られ、中学校進学時の不安軽減や不適應の防止に一定の

^{*1} ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

効果があるとされています。また、学び直しの機会の充実や、小学校高学年からの教科担任制の導入など、柔軟な教育活動を通じて、子どもたち一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすことが可能になったと評価されています。

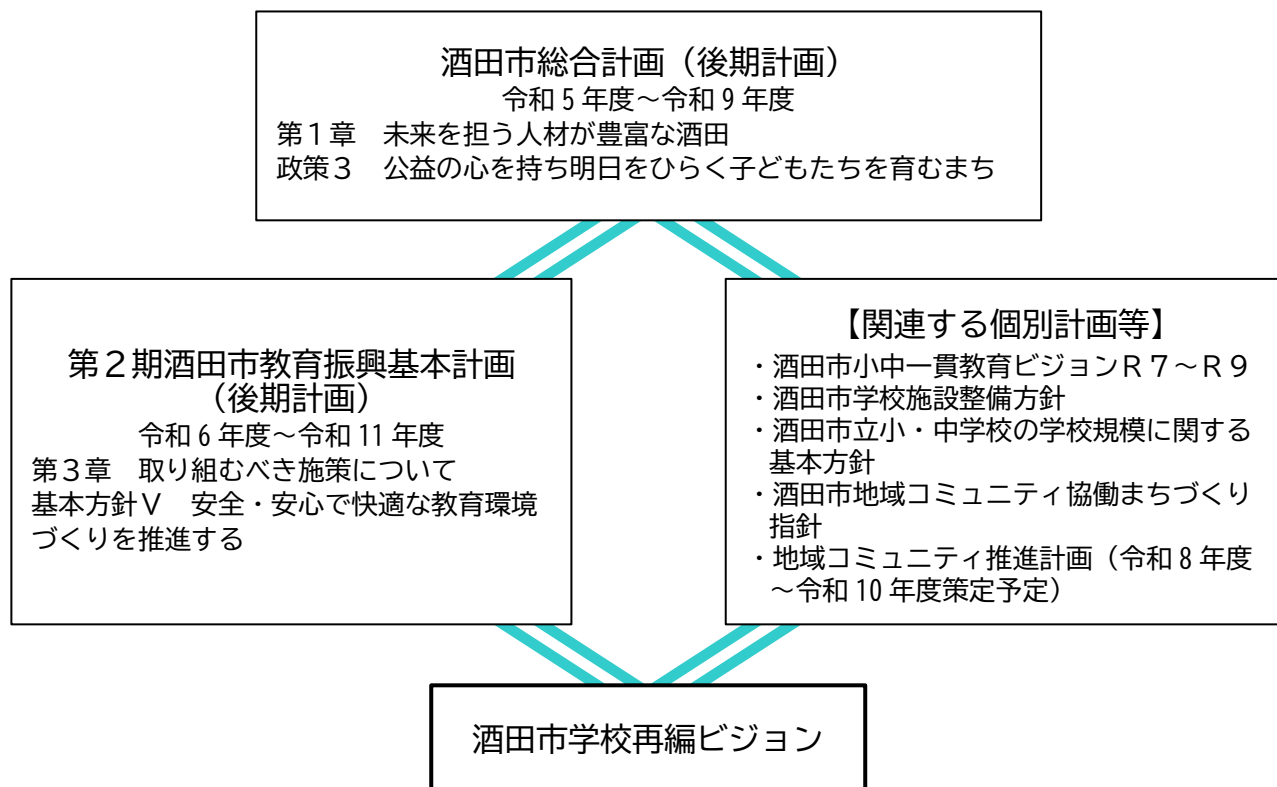
本市では、「学び合い ともに生きる 公益のまち酒田の人づくり」を教育目標に掲げ、令和4年度から市内すべての中学校区において小中一貫教育を実施しています。

本ビジョンは、小中一貫教育の効果を一層進展させるため、小学校段階と中学校段階の9年間の教育を一体的に行う「義務教育学校」の設置を見据えた、今後の小・中学校の再編に関する将来展望を示すものです。

2 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、酒田市総合計画（後期計画）及び第2期酒田市教育振興基本計画（後期計画）に基づくとともに、関連する個別計画等と整合を図ります。

図 1-1 ビジョンの位置付け



3 ビジョンの見直し

本ビジョンは、令和8年度時点での児童生徒数の推計等に基づいて策定しています。今後の社会情勢や教育を取り巻く環境の変化に柔軟かつ的確に対応するため、10年を目途に必要な応じて見直しを行うこととします。

第2章 小・中学校の現状

1 市町合併後の小・中学校統合の経過

平成17年の市町合併時の小学校は32校、中学校は12校でしたが、少子化に伴う学校統合により、令和8年5月1日現在では小学校は21校、中学校は7校となっています（休校中の飛島小学校及び飛島中学校を除きます）。

市町合併以降の学校統合及び学区改編の状況は表2-3のとおりです。

表2-1 平成17年（市町合併時）の学校数

	小学校数	中学校数	計
旧酒田市	22	9	31
旧八幡町	4	1	5
旧松山町	3	1	4
旧平田町	3	1	4
計	32	12	44

表2-2 令和8年5月現在の学校数

	小学校数	中学校数	計
酒田市	21	7	28

※休校中の飛島小学校及び飛島中学校を除く。

表2-3 市町合併以降の学校統合及び学区改編の状況

No.	対象校等	統合（改編） 年月日	方式等	経過等
1	南平田小学校（東陽小学校、南平田小学校の統合）	H18.4.1	新設	旧南平田小学校を使用して南平田小学校として開校
2	八幡小学校（八幡小学校、大沢小学校、日向小学校の統合）	H21.4.1	新設	旧八幡小学校を使用して八幡小学校として開校
3	港南小学区から琢成小学区に学区改編	(H21.4.1)	学区改編	「第15区自治会」が2小学校区に分かれていたが琢成小学区に統一
4	第五中学区から第六中学区に学区改編	(H21.4.1)	学区改編	「さくら堤自治会」が2中学校区に分かれていたが第六中学区に統一
5	鳥海八幡中学校（鳥海中学校、八幡中学校の統合）	H22.4.1	新設	旧八幡中学校を使用して鳥海八幡中学校として開校

No.	対象校等	統合（改編） 年月日	方式等	経過等
6	第一中学校（第一中学校、第五中学校の統合）	H23.4.1	新設	旧第一中学校の教室等を改築、管理棟を改修して第一中学校として開校
7	第二中学校（第二中学校、平田中学校の統合）	H24.4.1	新設	旧第二中学校を全面改装して第二中学校として開校
8	平田小学校（東平田小学校、中平田小学校、北平田小学校の統合）	H25.4.1	新設	平田中学校を改修、プール等を設置して平田小学校として開校
9	亀ヶ崎小学校（亀城小学校、港南小学校の統合）	H26.4.1	新設	亀城小学校の校舎を全面改築して亀ヶ崎小学校として開校
10	港南小学区から琢成小学区に学区改編	(H26.4.1)	学区改編	本町三丁目（第15区自治会を除く）及び船場町一丁目・二丁目が琢成小学区に学区改編
11	東部中学校（松山中学校、飛鳥中学校の統合）	H26.4.1	新設	飛鳥中学校を改修、一部増築、屋体全面改装して東部中学校として開校
12	鳥海小学校（鳥海小学校、南遊佐小学校の統合）	H29.4.1	編入	南遊佐小学校を閉校し、鳥海小学校に統合
13	松山小学校（地見興屋小学校、松山小学校、内郷小学校の統合）	H29.4.1	新設	旧松山小学校を改修、一部改築、屋体全面改築。工事期間中は旧内郷小学校において松山小学校として開校（R1.8.1 新校舎に移転）
14	南平田小学校（田沢小学校、南平田小学校の統合）	R4.4.1	編入	田沢小学校を閉校し、南平田小学校に統合

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

2 児童生徒数の推移

平成18年度の児童数は6,580人・生徒数は3,550人でしたが、令和8年度の児童数は3,575人（45.7%減）・生徒数は1,979人（44.3%減）となっています。

資料1参照

また、令和8年3月31日現在の住民基本台帳を基に、令和8年度以降の児童生徒数を推計すると、表2-4及び表2-5のとおりです。

表2-4 小学校児童数（出典：令和8年度酒田市教育人口統計）

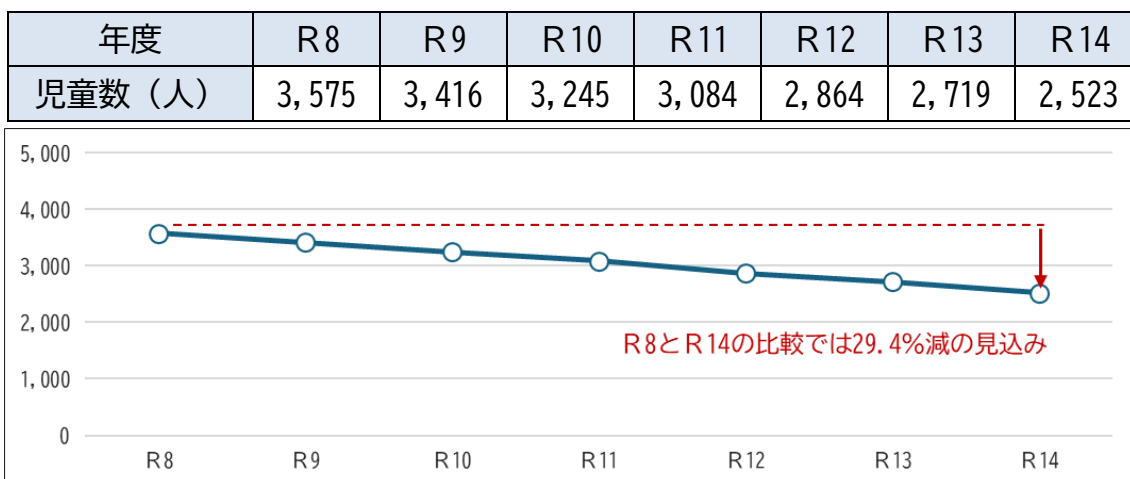
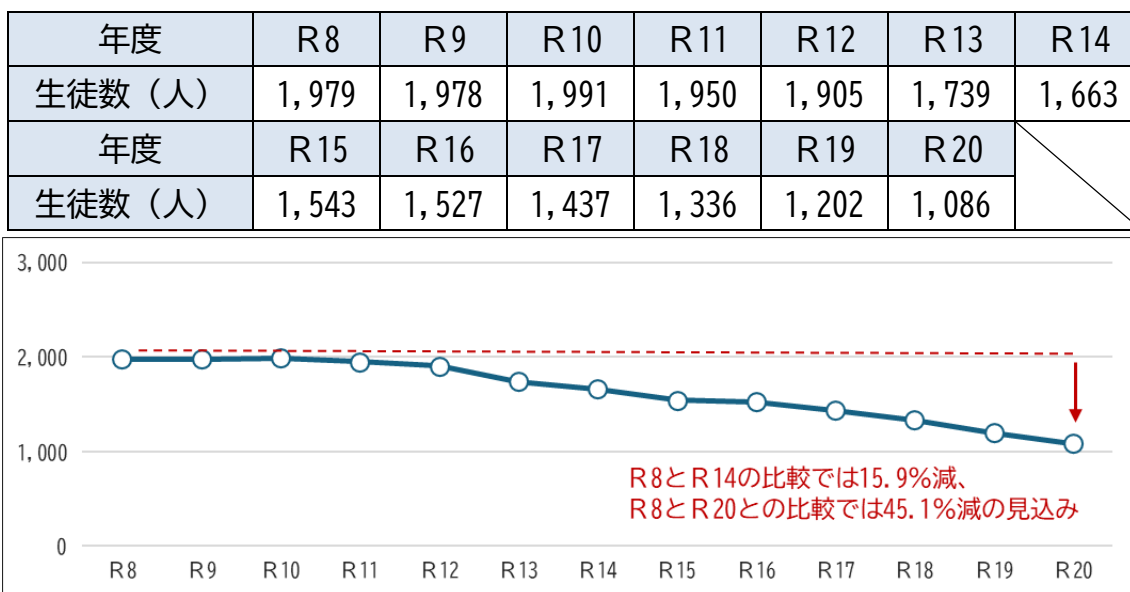


表2-5 中学校生徒数（出典：令和8年度酒田市教育人口統計）



第3章 小中一貫教育の推進

1 小中一貫教育が求められる背景

(1) 全国的に小中一貫教育が進められている背景

中央教育審議会*2「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成17年10月）では、第2部第1章「（3）義務教育に関する制度の見直し」において、義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることが、かねてから指摘されているとしています。

また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点での変化に加え、小学校5年生時点においても変化が見られ、小学校4年生から5年生の段階に発達上の段差があることがうかがわれるとされています。

その上で、研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえ、設置者の判断により9年制の義務教育学校を設置することの可能性や、カリキュラムの弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて、種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要があると示されています。

その後、中央教育審議会に諮問された「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」は、平成26年12月に答申がなされました。同答申では、第1章第1節「小中一貫教育が取り組まれている背景」において、全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められている背景として、主に次の点が挙げられています。

- ・ 教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設
- ・ 近年の教育内容の量的・質的充実への対応
- ・ 児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
- ・ 中学校進学時の不登校、いじめ等の増加など「中1ギャップ」への対応
- ・ 少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

また、同答申では、平成26年度に文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」を踏まえ、第1章第2節「5 小中一貫教育の取組の成果の状況」において、小中一貫教育の成果として、次のような内容が示されています。

① 学習指導上の成果

- ・ 各種学力調査の結果向上
- ・ 学習意欲の向上、学習習慣の定着
- ・ 授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童生徒の減少など

*2 中央教育審議会：文部科学省に設置され、文部科学大臣の諮問に応じて、教育・学術・文化に関する重要事項について調査・審議を行い、その結果を文部科学大臣に答申する役割を持つ機関。

② 生徒指導上の成果

- ・ いわゆる「中１ギャップ」の緩和（例：不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を覚える児童生徒の減少）
- ・ 学習規律、生活規律の定着、生活リズムの改善
- ・ 自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成
- ・ コミュニケーション能力の向上 など

③ 教職員に与えた効果

- ・ 指導方法への改善に対する意欲の向上
- ・ 教科指導力・生徒指導力の向上
- ・ 小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小
- ・ 小学校における基礎学力の保障の必要性に対する意識の高まり
- ・ 小・中学校で共通に実践する取組の増加
- ・ 小・中学校が協力して指導に当たる意識の高まり
- ・ 仕事に対する満足度の高まり

④ その他の成果

- ・ 保護者との協力関係の強化
- ・ 地域との協力関係の強化
- ・ 学校運営、校務分掌の効率化 など

同答申では、これらの成果について、小中一貫教育の実施による小・中学校段階の接続の円滑化、９年間を通した一貫性・継続性のある指導、異学年交流の大幅な増加、さらに、それらを通した教職員の意識の改革が相互に影響し合って生じているものと考えられるとしています。

このような背景を受け、同答申では、第１章第３節「１ 小中一貫教育の効果的な実施」において、小中一貫校を制度化する意義について、設置者が地域や児童生徒の実態を踏まえ、小中一貫教育に取り組むことが有効と判断する場合に、次のような一貫性を確保できる仕組みを整備することにあるとしています。

- ・ 教育の実施主体である学校の教職員組織が９年間を通して一体性を保ち、教育活動を行うこと
- ・ 教育を受ける主体である児童生徒集団が９年間を通して原則として同一又はそれに近い状態であること
- ・ 教育活動、すなわち教育目標、教育内容、教育計画、教育指導、学習評価を９年間の系統性・連続性を意識して実施すること
- ・ 学校の管理運営を９年間の連続性・一貫性を踏まえた統一的なものとする

1 以上のように、国においては、小中一貫教育について、学校種間の円滑な接続を
2 図るとともに、義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育活動を実現するた
3 めの有効な方策として位置付けています。

4 5 (2) 小中一貫教育に係る法改正

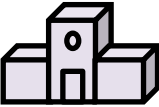
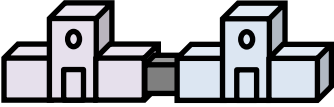
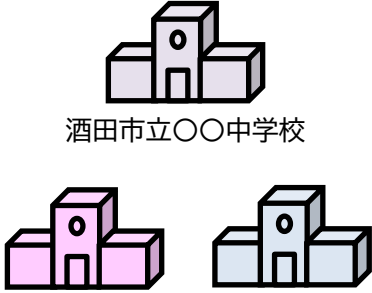
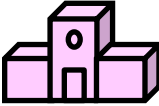
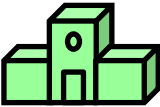
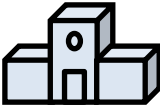
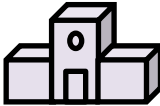
6 平成27年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4
7 月に施行されたことにより、従来の小学校及び中学校に加え、小学校6年間と中学
8 校3年間の義務教育を一貫して行う9年制の「義務教育学校」が、新たな学校種と
9 して位置付けられました。

10 義務教育学校のほか、小学校と中学校が組織上は別々の学校として存続しながら
11 一貫教育を行う「小中一貫型小学校・中学校」として、同一の設置者による「併設
12 型」、異なる設置者による「連携型」が制度化されました。小中一貫教育の3つの
13 類型は、表3-1のとおりです。

14 この法改正を受け、山形県内では平成28年度に新庄市立萩野学園が県内初の義
15 務教育学校として設置されました。その後、令和3年度には新庄市立明倫学園及び
16 戸沢村立戸沢学園が義務教育学校として設置されています。

17 また、併設型の小中一貫型小学校・中学校として、県内には小国小学校・小国中
18 学校があります。

1 表 3-1 小中一貫教育の3類型

類型	設置イメージ	
① 義務教育学校 ・修業年限 9 年（制度上は前期課程 6 年・後期課程 3 年に区分されるが、教育課程上の区切りは 4-3-2 制など柔軟な設定が可能） ・校長は 1 人 ・教員は原則として小・中免許を併有だが、当面の間、相当免許状に関する経過措置等が設けられている ・施設の一体・分離を問わず設置可能	 酒田市立 〇〇学園など 【施設一体型】	 酒田市立 〇〇学園 □□校舎 酒田市立 〇〇学園 △△校舎 【施設分離型】
② 併設型小学校・中学校 ・小・中学校が同一の設置者 ・修業年限は小・中学校と同じ ・校長は各学校に 1 人 ・教員は各学校に対応した免許を保有 ・施設の一体・分離を問わず設置可能	 酒田市立 〇〇中学校 酒田市立 □□小学校 ※渡り廊下等で校舎を接続 【施設一体型】	 酒田市立〇〇中学校 酒田市立 △△小学校 酒田市立 □□小学校 【施設分離型】
③ 連携型小学校・中学校 ・小・中学校が異なる設置者 ・修業年限は小・中学校と同じ ・校長は各学校に 1 人 ・教員は各学校に対応した免許を保有 ・施設の一体・分離を問わず設置可能	 酒田市立〇〇小学校	 〇△□組合立 〇△□中学校  △△市立△△小学校  □□町立□□小学校 【施設分離型】

2

3

4

5

2 本市における小中一貫教育の推進

(1) 本市が目指す教育の姿

本市では、平成22年4月に「酒田市教育振興基本計画」を策定し、次の3つの教育目標を掲げました。

1. 「いのち」を大切にし、健やかな体と心をはぐくむ
2. 「まなび」を通して、自立する人をはぐくむ
3. 広い「かかわり」の中で、郷土を愛し、公益の心をもって社会に貢献する人をはぐくむ

その後、平成27年6月には、基本施策に「『いのち』の教育の推進」を加え、後期計画として見直しを行いました。

また、改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成27年度に「酒田市教育等に関する施策の大綱」を策定し、平成30年度には同大綱を改定しました。これらを通じて、本市の教育の方向性を共有しながら、各種施策を展開してきました。

現在は、令和6年1月に策定した「第2期酒田市教育振興基本計画（後期計画）」において、「学び合い ともに生きる 公益のまち酒田の人づくり」を教育目標に定めています。

また、目指す人間像として、次の3つを掲げ、取組を進めています。

1. 自ら学び、考え、時代の変化を先取りし新たな価値を生み出すたくましい人【自律する人】
2. 自分と他の人を大切にし、多様性を認め支え合う人【自他を尊重する人】
3. ふるさとの自然・歴史・文化を愛し、公益の心でこれからの社会を担う人【創造する人】

(2) 本市における小中一貫教育の検討経過

本市教育委員会では、平成28年度から小中一貫教育に関する検討を開始しました。検討に当たっては、これまで行ってきた小中連携の様々な取組を、より効果的なものにするため、「小中一貫教育推進検討委員会」を設置し、本市の実情に応じた小中一貫教育の在り方について協議を重ねてきました。

なお、検討当初は、義務教育学校や小中一貫校の新設を前提としたものではなく、中学校区内の既存の小・中学校において、一貫性のある教育をどのように実現していくかという視点から検討を進めてきました。

平成29年度には、小中一貫教育を先行して実践していた第四中学校区をモデル校区として、本市における小中一貫教育を通じた学校教育上の課題について整理・分析を行いました。

その結果、「学習指導」と「生徒指導」という2つの大きな課題が明らかになりました。近年、児童生徒を取り巻く状況として、小学校と中学校における指導方法の違いに戸惑うケースや、進級・進学に伴う人間関係の変化に十分適応できないケースなどが見られるようになっていました。また、標準学力検査^{*3}（教研式NRT）の結果の低下や、学習意欲の低下といった課題も浮き彫りになりました。

これらの課題を踏まえ、小学校と中学校それぞれの指導のよさを生かしながら指導改善を図るとともに、児童生徒の主体性を育む「脱・管理型」の教育^{*4}への転換を目指すこととし、その有効な手段の一つとして、全市をあげて小中一貫教育に取り組むこととしました。

平成30年度には、第四中学校区、鳥海八幡中学校区、東部中学校区をリード校
区に選定し、本市における小中一貫教育の全体構想の検討に着手しました。

また、平成３１年度、令和元年度からは、各中学校区における小中一貫教育のグランドデザインづくりに取り組むとともに、リード校区における実践の成果と課題を整理しました。

さらに、令和３年度にこれまでの実践を踏まえ「酒田市小中一貫教育ビジョン」を策定しました。

(3) 「酒田市小中一貫教育ビジョン」が目指す人間像

「第2期酒田市教育振興基本計画（後期計画）」では、これまでのビジョンで示した教育目標と目指す人間像の実現を掲げるとともに、児童生徒につけたい力を、酒田市「まなびの樹」として表現しました。

本市の小中一貫教育では、中学校区ごとに、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえた「課題の分析」や「つきたい力」について協議し、目指す子ども像を共有することとしています。あわせて、「重点教科」や「軸となる特色ある取組」を検討し、系統性・一貫性のある9年間の教育課程を創り上げていくこととしています。

教育委員会では、酒田市「まなびの樹」に示した3つの力の中でも、特に「根の力」を重点としています。「根の力」は、「自律する力」「尊重する力」「創造する力」を育み、ウェルビーイングの向上につながるものと考えています。これら3つの力は、「第2期酒田市教育振興基本計画（後期計画）」に掲げる3つの目指す人間像とも重なるものです。

*3 標準学力検査：児童・生徒の学力を、全国などの標準的な集団の結果と比較して把握するための検査。学校独自のテストと異なり、あらかじめ作成された問題や基準を用いるため、客観的に学力状況を把握しやすいとされる。

*4 「脱・管理型」の教育：児童生徒の主体性を尊重し、自ら考え行動する力を育てる教育をいう。

1 (4) 各中学校区におけるグランドデザイン

2 本市では、小中一貫教育を推進するに当たり、すべての小・中学校における実践
3 の土台として、「酒田市小中一貫教育ビジョン」を示しています。各中学校区にお
4 いて目指す子ども像を共有し、系統性・一貫性のある9年間の教育課程を編成・実
5 施することにより、本市の教育目標と目指す人間像の実現を図ることとしています。

6 このため、各中学校区では、教員相互の交流を推進し、学力調査や生活調査など
7 の結果を、小・中学校の垣根を越えて協働で分析することから取組を始めました。

8 さらに、その分析結果を踏まえ、各中学校区における課題の解決に向けて、9年
9 間で育みたい子ども像を明らかにしました。あわせて、各教科、特別活動、総合的
10 な学習の時間、特別の教科 道徳などから重点的な取組を設定し、「育てる」から「育
11 つ」への主体の転換を図りながら、9年間の教育課程を系統的に編成・実施してい
12 くこととしました。

13 これらの取組は、令和3年度までに中学校区ごとのグランドデザインとして取り
14 まとめました。令和4年度からは、市内すべての小・中学校において小中一貫教育
15 を全面的に実施するとともに、その内容を家庭や地域とも共有しながら取組を進め
16 ています。

資料4 参照

18 (5) 施設分離型の小中一貫教育から見えてきた課題

19 既存の小・中学校を活かした、これまでの施設分離型の小中一貫教育の取組から、
20 次のような課題が明らかになりました。

- 21 ・ 日常的な児童生徒の交流や教職員の協働は、時間の確保や移動の制約が大きく、
22 なかなか進展しづらい。
- 23 ・ 各校の取組は、それぞれの学校教育目標や学校経営方針に基づくため、中学校区
24 ごとのグランドデザインとの関連や、共通実践事項等の認識が希薄になりがちで
25 ある。
- 26 ・ 小学校から中学校への接続において、教育活動のギャップが依然として大きい。

28 (6) 義務教育学校設置の意義と課題への対応

29 上記(5)の課題を踏まえ、施設一体型の義務教育学校の設置を検討します。

30 本市では、義務教育学校を設置する意義を次のように捉えています。

31 ① 本市の小中一貫教育の新たな展開

- 32 ・ 義務教育学校の教育課程の特例を活用した、前期－中期－後期制等の9年間を
33 見通した教育課程の創造（カリキュラム開発）
- 34 ・ 小・中学校段階の緩やかな接続による不適應の解消
- 35 ・ 学習活動や学校行事等での異学年、異年齢交流による社会性の伸長

- ・ 発達段階に応じた小・中学校それぞれの教員相互乗り入れによる教科担任制の充実

② 地域との協働による学校づくり

- ・ 地域を学習のフィールドとする小中一貫教育の推進
- ・ 系統的なふるさと学習による、郷土愛の醸成
- ・ スクール・コミュニティの核として、地域活性を担う当事者意識の育成

一方、先行して義務教育学校を設置した自治体においては、次のような課題も報告されています（文部科学省の調査等による）。

- ・ 人間関係の固定化（環境が変わらないことによる、人間関係のリセットの難しさ）
- ・ 「節目」の意識や達成感の希薄化（小学校卒業・中学校入学という区切りがなくなることによる影響）
- ・ 最高学年（小学6年生に相当する学年）としてのリーダーシップを発揮する機会の減少

本市においては、こうした課題を検証した上で、先行自治体で効果を上げている次の工夫などを取り入れることを検討し、適切な教育課程の編成を進めます。

- ・ クラス編制の工夫や地域との交流活動の増加（人間関係の固定化防止）
- ・ 4－3－2制^{*5}などの区分に応じた「進級式」や「立志式」などを実施（新たな節目の創出）
- ・ 5・6年生などの中間学年が主役となる、リーダーシップを発揮する機会の創出

（7）地域に根ざした小中一貫教育の推進

本市の学校教育は、戦後の新制中学校の成り立ちからもわかるように、各地域の住民の深い思いを受けて、地域の支援のもとに行われてきました。現状、急速に少子化が進行している中で、地域に根ざした教育の必要性が改めて重要視されています。

また、本市では、令和5年度からスタートした「酒田市総合計画（後期計画）」において、「スクール・コミュニティ^{*6}の拡充による子どもを縁（えにし）とした

^{*5} 4－3－2制：義務教育学校において、従来の「小学校6年間・中学校3年間（6－3制）」という区切りにとらわれず、9年間の義務教育を「4年・3年・2年」の3つの期間に分けて教育を行う仕組み。子どもの心身の発達の早期化や、中1ギャップの解消を目的として多くの義務教育学校で導入されている。

^{*6} スクール・コミュニティ：学校を核とした、あるいは学校という場や関係を介在させた人々の結びつきや関わりの状態をいう。学校やそこにおける子どもを“縁”として地域の大人と教師の関わりや学校と地域社会の協働関係の在り方を、より良好なものとしていこうとする考え方や実践のこと。

1 地域づくりの推進」を施策の戦略的展開に位置付けています。小中一貫教育を進め
2 る各中学校区の実態に応じて、多様な連携・協働を実践することにより、担い手不
3 足などの地域課題の解決を図るとともに、地域の活性化につなげることをしていま
4 す。

5 また、中学校区を一つのエリアとする地域間連携を掲げ、地域コミュニティの持
6 続的发展を目指す「酒田型スクール・コミュニティ」に取り組んでいます。酒田型
7 スクール・コミュニティとは、中学校区を一つにした地域づくりのことで、学校と
8 各地区が目的・目標を共有し、連携・協働して地域づくりや人づくりを行い、中学
9 校区のエリア全体で子どもたちの学びや成長を支える取組です。さらには、中学校
10 区における複数のコミュニティ振興会の連携や、事業者・各種団体等と地域コミュ
11 ニティ組織との連携など、多様な主体をつなぎ相乗効果を図るため、令和5年度に
12 専門職として地域プロデューサーを配置しました。

13 令和8年度からは、第四中学校区の5つの小学校の先行統合及び義務教育学校へ
14 の移行に向けた準備等の調整・支援・助言を重点的に行う地域学校協働活動コーデ
15 ィネーターを配置するとともに、社会教育課職員及び社会教育指導員による各学校
16 への伴走支援を行い、スクール・コミュニティの推進に努めています。

第4章 学校規模・配置の適正化と将来展望

1 学校規模・配置の適正化に関する基本方針

学校において一定の集団規模を確保することは、質の高い教育を維持・継続するとともに、教職員による指導体制の充実や円滑な学校運営を図るうえで重要です。

「学校教育法施行規則」では、学校規模の標準について、小学校及び中学校は12学級以上18学級以下、義務教育学校は18学級以上27学級以下とされています。

ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではないとされており、学校規模の標準は、地域の実情に応じて弾力的に取り扱うことができるものとされています。平成27年に文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においても、それぞれの地域の事情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模について、主体的に検討することが求められています。

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、適正な学校規模の条件の一つとして、通学距離について、小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校はおおむね6キロメートル以内とされています。

さらに、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、スクールバス等の交通手段を活用する場合を含め、通学時間について、おおむね1時間以内を一応の目安とする考え方が示されています。

本市では、平成19年2月に「酒田市立小・中学校の学校規模に関する基本方針」を策定し、これまで学校規模の適正化を進めてきました。

酒田市立小・中学校の学校規模に関する基本方針

1. 学校規模に関する基本的な考え

- (1) 小学校、中学校の標準とする学校規模は、12～18学級とする。
- (2) 複式学級の解消に努める。
- (3) 過大規模校（31学級以上）は設置しない。

2. 当面存続する規模

当面存続する学校規模・学級規模の指針として、次のように設定する。

(1) 小学校

- ① 学校規模 児童数は100人程度以上が確保できる規模
- ② 学級規模 1学級15人程度以上が確保できる規模

(2) 中学校

- ① 学校規模 生徒数は270人程度以上が確保できる規模

② 学級規模 1 学年 3 学級以上が確保できる規模

3. 配慮事項

学区の改編を進める際は、地域住民と十分な時間をかけて話し合い、理解と合意のもとに進める。

1
2 今後は、義務教育学校の制度化をはじめとする義務教育を取り巻く環境の変化や、
3 急速な人口減少の進行を踏まえ、学校規模及び学校配置の適正化について、柔軟かつ
4 丁寧な検討を進める必要があります。

5 児童生徒数の減少が加速度的に進む中であっても、より良い教育環境を整備し、質
6 の高い教育を維持・継続していくため、各中学校区における義務教育学校の設置を基
7 本として、学校規模及び学校配置の適正化を進めます。

8 義務教育学校の設置に当たっては、児童生徒の通学距離に配慮するとともに、これ
9 までの小学校と中学校のつながり、地域の地理的・歴史的な背景、さらには中学校区
10 を単位とする地域連携の取組等を総合的に勘案し、現在の中学校区の枠組みでの設置
11 を基本とします。

12 なお、義務教育学校設置後も児童生徒数の減少による学校の小規模化が見込まれる
13 場合は、教育環境の在り方について継続的に検証を行い、必要に応じて将来的な再編
14 について検討します。

2 義務教育学校の設置に関する基本方針

義務教育学校の設置については、各中学校区における児童生徒数の推計値^{*7}を踏まえ、次の3つの基本方針に基づき検討します。

方針1 既存中学校の校舎を活用

義務教育学校の施設は、各中学校区にある既存中学校校舎の活用を基本とします。そのため、設置年度については、既存の各中学校校舎の普通教室数により、当該中学校区の児童生徒数の推計値に対応（収容）可能と見込まれる年度を目安とします。

なお、1学級当たりの人数上限は、山形県の「教育山形さんさんプラン^{*8}」に基づき、33人として算定します。具体的には次の計算式によります。

〔計算式〕 当該中学校区の児童生徒数 ≤ 既存中学校校舎の普通教室数 × 33人

この算定は、普通教室数に基づく概算であり、義務教育学校設置の時期を検討するための第一段階の目安（一次指標）です。

実際の設置に当たっては、学年別の学級数、特別支援学級、特別教室、管理諸室等を総合的に検証したうえで、設置年度を検討します。したがって、実際の設置年度は対応可能年度よりも後年度となる場合があります。

また、施設分離型の義務教育学校として設置する場合は、既存中学校及び既存小学校の校舎を活用します。

方針2 複式学級が発生する中学校区を優先

複式学級の編制が見込まれる中学校区から、優先的に学校再編を検討します。

義務教育学校の設置前に複式学級の編制が見込まれる小学校区については、地域及び保護者の方々等に対して児童数推計等の情報提供を行います。その上で、再編の時期や小学校の先行統合を含めた再編の方法について意見をお聞きし、合意形成を図りながら検討を進めます。

〔複式学級の基準〕

- ・ 小学校：連続する2つの学年の児童数の合計が16人以下

ただし、1年生を含む場合は、2つの学年の児童数の合計が8人以下

- ・ 中学校：連続する2つの学年の生徒数の合計が8人以下

^{*7} 児童生徒数の推計値：

- ・ 令和8年度の児童数及び生徒数は、令和8年度学級編制（令和8年5月1日現在）の人数。
- ・ 令和9年度から令和14年度までの児童数及び令和9年度から令和20年度までの生徒数は、令和8年度学級編制の数字に住民基本台帳（令和8年3月31日現在）の人数を加味して推計した人数。
- ・ 令和15年度以降の児童数及び令和21年度以降の生徒数は、直近10年間の平均増減率で推計した人数。

^{*8} 教育山形さんさんプラン：山形県独自の少人数学級編制基準で、複数学年において、1学級の人数を小1から中1までは18人～33人、中2と中3は21人～33人とするもの。ただし、学年の人数が34・35人になる場合などは、非常勤講師を配置するなどの例外措置がとられる（令和8年度現在）。

表 4-1 小学校複式学級の例 1

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
4 人	3 人	5 人	8 人	7 人	6 人
7 人で 1 学級		13 人で 1 学級		13 人で 1 学級	

表 4-2 小学校複式学級の例 2

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
4 人	5 人	5 人	8 人	9 人	6 人
4 人で 1 学級	5 人で 1 学級	13 人で 1 学級		15 人で 1 学級	

方針 3 学区改編を同時実施

現在、同一小学校から進学する中学校が複数に分かれている泉小学校区、琢成小学校区、浜田小学校区については、義務教育学校の設置にあわせて、学区改編の実施を検討します。

なお、在校生は卒業まで現在の学校に通学可能とすることなどの経過措置を検討します。

資料 5 参照

- ・ 泉 小 学 校 区：第一中学校区及び第六中学校区 ⇒ (学区改編) 第六中学校区
- ・ 琢成小学校区：第一中学校区及び第二中学校区 ⇒ (学区改編) 第一中学校区
- ・ 浜田小学校区：第二中学校区及び第六中学校区 ⇒ (学区改編) 第二中学校区

3 中学校区ごとの将来展望

学校規模・配置の適正化に関する基本方針及び義務教育学校の設置に関する基本方針を踏まえた、各中学校区における学校再編に関する将来展望は、次のとおりです。

(1) 第一中学校区

- ・ 琢成小学校、松陵小学校、西荒瀬小学校及び第一中学校の児童生徒数が、第一中学校の普通教室数で対応可能と見込まれるのは令和15年度以降です。

〔算定〕第一中学校の普通教室数 16 室×33 人＝528 人

(普通教室とは別に特別支援教室 3 室確保することを想定)

- ・ あわせて、当該中学校区内における泉小学校区については、第六中学校区への学区改編を検討します。

〔現状〕泉小から第一中：約 29%・泉小から第六中：約 71% (令和8年度現在)

表 4-3 第一中学校区の児童生徒数の推計値

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15※	R16	R17	R18	R19
第一中	306	295	304	283	282	252	236	230	235	227	194	160
琢成小	149	143	139	128	124	113	111	107	102	98	94	91
松陵小	195	205	194	191	171	165	148	141	134	128	122	116
西荒瀬小	95	85	73	64	56	43	38	34	30	27	24	21
小学校計	439	433	406	383	351	321	297	282	266	253	240	228
小・中学校計	745	728	710	666	633	573	533	512	501	480	434	388
	R20	R21※	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
第一中	148	138	128	119	111	103	96	89	83	77	72	67
琢成小	87	84	80	77	74	71	68	66	63	61	58	56
松陵小	111	106	101	96	91	87	83	79	75	72	68	65
西荒瀬小	19	17	15	13	12	10	9	8	7	7	6	5
小学校計	217	207	196	186	177	168	160	153	145	140	132	126
小・中学校計	365	345	324	305	288	271	256	242	228	217	204	193

※R15以降の児童数及びR21以降の生徒数は直近10年間の平均増減率で推計した人数。

※桃色着色欄は複式学級の編制が見込まれる年度。

※義務教育学校設置時に泉小学校区を第六中学校区へ改編することを想定し、琢成小、松陵小、西荒瀬小及び第一中を対象として整理した。

表 4-4 第一中学校区の学校施設概要 (出典：令和7年度「酒田の教育」ほか)

	敷地		建物						都市計画 区域
	種別	面積(㎡)	種別	面積(㎡)	築年	経年	構造	主な改修	
第一中	建物敷地	10,472	校舎	5,318	S51	50	RC	H22耐震・老朽	一中高
	グラウンド	14,574	屋内運動場	1,945	H7	31	RC		
琢成小	建物敷地	7,753	校舎	4,436	S43	58	RC	H23耐震、H24老朽	一住・ 準防火
	グラウンド	13,015	屋内運動場	1,187	S46	55	S	H23耐震	
松陵小	建物敷地	11,878	校舎	4,162	S51	50	RC	H24耐震、H25老朽	一住・ 一中高
	グラウンド	11,151	屋内運動場	1,458	H4	34	RC	R1老朽	
西荒瀬小	建物敷地	8,339	校舎	3,365	H11	27	RC		市街化 調整区域
	グラウンド	12,984	屋内運動場	1,146	H13	25	RC		

※経年：令和8年度時点 構造：RC…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨その他造

(2) 第二中学校区

- ・ 浜田小学校、若浜小学校、平田小学校及び第二中学校の児童生徒数が、第二中学校の普通教室数で対応可能と見込まれるのは令和25年度以降です。

〔算定〕第二中学校の普通教室数 15 室×33 人＝495 人

(普通教室とは別に特別支援教室 3 室確保することを想定)

- ・ あわせて、当該中学校区内における琢成小学校区については、第一中学校区への学区改編を検討します(第一中学校区の学区改編と同時期も可)。

〔現状〕琢成小から第二中：1 名(令和8年度現在)

表 4-5 第二中学校区の児童生徒数の推計値

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15※	R16	R17	R18	R19
第二中	286	285	279	258	271	253	262	239	246	232	218	202
浜田小	149	143	156	153	141	143	134	129	125	121	117	113
若浜小	317	310	307	313	295	294	280	274	267	261	255	249
平田小	117	117	105	97	82	76	67	63	58	54	51	47
小学校計	583	570	568	563	518	513	481	466	450	436	423	409
小・中学校計	869	855	847	821	789	766	743	705	696	668	641	611
	R20	R21※	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
第二中	184	176	169	162	156	149	143	137	132	127	121	116
浜田小	109	105	101	98	95	91	88	85	82	79	77	74
若浜小	244	238	233	227	222	217	212	207	202	198	193	189
平田小	44	41	38	36	34	31	29	27	25	24	22	21
小学校計	397	384	372	361	351	339	329	319	309	301	292	284
小・中学校計	581	560	541	523	507	488	472	456	441	428	413	400

※R15以降の児童数及びR21以降の生徒数は直近10年間の平均増減率で推計した人数。

※桃色着色欄は複式学級の編制が見込まれる年度。

※義務教育学校設置時に浜田小学校区を第二中学校区へ、琢成小学校区の一部を第一中学校区へ改編することを想定し、浜田小、若浜小、平田小及び第二中を対象として整理した。

表 4-6 第二中学校区の学校施設概要(出典：令和7年度「酒田の教育」ほか)

	敷地		建物						都市計画 区域
	種別	面積(㎡)	種別	面積(㎡)	築年	経年	構造	主な改修	
第二中	建物敷地	8,980	校舎	5,401	H24	14	RC		一中高
	グランド	14,145	屋内運動場	1,556	H24	14	RC		
浜田小	建物敷地	13,497	校舎	5,809	H15	23	RC		一住・ 準防火
	グランド	10,400	屋内運動場	1,532	H17	21	RC		
若浜小	建物敷地	10,545	校舎	3,539	S47	54	RC	H18耐震	一中高
	グランド	11,805	屋内運動場	1,479	H16	22	S		
平田小	建物敷地	9,744	校舎	3,260	H8	30	RC		区域外
	グランド	13,500	屋内運動場	1,504	H9	29	RC	R5予防	

※経年：令和8年度時点 構造：RC…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨その他造

(3) 第三中学校区

- ・ 亀ヶ崎小学校、松原小学校及び第三中学校の児童生徒数が、第三中学校の普通教室数で対応可能と見込まれるのは令和28年度以降です。

〔算定〕 第三中学校の普通教室数 20 室×33 人＝660 人

(普通教室とは別に特別支援教室 4 室確保することを想定)

- ・ ただし、第三中学校の隣接地に松原小学校があることから、施設分離型の義務教育学校とし、前期課程を松原小学校校舎、後期課程を第三中学校校舎で行う場合、普通教室数による概算では令和19年度以降に対応可能となる見込みです。

〔算定〕 松原小学校の普通教室数 17 室×33 人＝561 人

(特別支援教室数は 3 室で想定)

表 4-7 第三中学校区の児童生徒数の推計値

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15※	R16	R17	R18	R19
第三中	413	440	453	458	444	417	394	379	371	350	340	308
亀ヶ崎小	417	404	388	368	365	349	352	343	334	326	317	309
松原小	430	414	395	372	351	327	307	295	284	272	262	252
小学校計	847	818	783	740	716	676	659	638	618	598	579	561
小・中学校計	1,260	1,258	1,236	1,198	1,160	1,093	1,053	1,017	989	948	919	869
	R20	R21※	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
第三中	309	297	286	275	265	255	246	236	228	219	211	203
亀ヶ崎小	301	294	286	279	272	265	258	251	245	239	233	227
松原小	242	232	223	215	206	198	190	183	176	169	162	156
小学校計	543	526	509	494	478	463	448	434	421	408	395	383
小・中学校計	852	823	795	769	743	718	694	670	649	627	606	586

※R15以降の児童数及びR21以降の生徒数は直近10年間の平均増減率で推計した人数。

表 4-8 第三中学校区の学校施設概要（出典：令和7年度「酒田の教育」ほか）

	敷地		建物						都市計画 区域
	種別	面積(㎡)	種別	面積(㎡)	築年	経年	構造	主な改修	
第三中	建物敷地	11,200	校舎	6,586	H1	37	RC		一中高
	グラウンド	12,218	屋内運動場	1,687	H1	37	RC		
亀ヶ崎小	建物敷地	11,018	校舎	5,860	H26	12	RC		一住・ 一中高
	グラウンド	12,872	屋内運動場	1,613	H15	23	RC		
松原小	建物敷地	9,370	校舎	6,340	H24	14	RC		一中高
	グラウンド	15,135	屋内運動場	1,273	H24	14	RC		

※経年：令和8年度時点 構造：RC…鉄筋コンクリート造

(4) 第四中学校区

- ・ 地域合意及び施設配置等を踏まえ、令和10年度に新堀小学校、広野小学校、浜中小学校、黒森小学校及び十坂小学校を統合した小学校「川南みらい学園」を新設します。校舎は既存の十坂小学校の校舎を改修して活用します。
- ・ 令和15年度に第四中学校及び宮野浦小学校を加えて義務教育学校へ移行します。不足する教室等を補うため、十坂小学校校舎に接続する形で新校舎を新築します。

表 4-9 第四中学校区の児童生徒数の推計値

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15※	R16	R17	R18	R19
第四中	365	359	336	332	316	290	270	252	241	227	201	188
新堀小	48	48	45	44	41	40	35	33	31	30	28	27
広野小	57	55	55	55	48	48	45	43	41	40	38	37
浜中小	55	49	51	45	33	26	25	23	21	19	18	16
黒森小	26	23	17	19	18	18	17	16	14	13	12	11
十坂小	148	133	129	124	124	119	107	102	96	91	87	82
宮野浦小	260	253	229	206	185	176	163	152	143	133	125	117
小学校計	594	561	526	493	449	427	392	369	346	326	308	290
小・中学校計	959	920	862	825	765	717	662	621	587	553	509	478
	R20	R21※	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
第四中	165	154	143	133	124	116	108	100	93	87	81	75
新堀小	25	24	23	22	20	19	18	17	16	16	15	14
広野小	35	34	32	31	30	29	27	26	25	24	23	22
浜中小	15	14	13	12	11	10	9	8	8	7	6	6
黒森小	10	9	8	8	7	6	6	5	5	4	4	4
十坂小	78	74	70	67	63	60	57	54	51	49	46	44
宮野浦小	109	102	95	89	83	78	73	68	64	60	56	52
小学校計	272	257	241	229	214	202	190	178	169	160	150	142
小・中学校計	437	411	384	362	338	318	298	278	262	247	231	217

※R15以降の児童数及びR21以降の生徒数は直近10年間の平均増減率で推計した人数。

※桃色着色欄は複式学級の編制が見込まれる年度。

表 4-10 第四中学校区の学校施設概要（出典：令和7年度「酒田の教育」ほか）

	敷地		建物						都市計画 区域
	種別	面積(㎡)	種別	面積(㎡)	築年	経年	構造	主な改修	
第四中	建物敷地	13,435	校舎	7,337	S62	39	RC		一住
	グラウンド	14,649	屋内運動場	2,078	H10	28	RC		
宮野浦小	建物敷地	6,749	校舎	5,495	S52	49	RC	H22耐震	一中高
	グラウンド	8,347	屋内運動場	1,108	S55	46	S	H22耐震	
新堀小	建物敷地	11,958	校舎	2,652	H6	32	W		市街化 調整区域
	グラウンド	9,945	屋内運動場	1,189	H18	20	S		
広野小	建物敷地	7,883	校舎	2,100	S52	49	RC		市街化 調整区域
	グラウンド	6,269	屋内運動場	996	H22	16	S		
浜中小	建物敷地	13,414	校舎	2,578	H3	35	RC		市街化 調整区域
	グラウンド	11,007	屋内運動場	1,036	H2	36	RC		
黒森小	建物敷地	6,343	校舎	2,305	H5	33	W		市街化 調整区域
	グラウンド	9,534	屋内運動場	1,051	H5	33	RC		
十坂小	建物敷地	14,232	校舎	3,751	S63	38	W		市街化 調整区域
	グラウンド	10,828	屋内運動場	1,105	S63	38	RC		

※経年：令和8年度時点 構造：RC…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨その他造、W…木造

(5) 第六中学校区

- ・ 富士見小学校、泉小学校及び第六中学校の児童生徒数が、第六中学校の普通教室で対応可能と見込まれるのは令和18年度以降です。

〔算定〕第六中学校の普通教室数 17 室×33 人＝561 人

(普通教室とは別に特別支援教室 3 室確保することを想定)

- ・ あわせて、当該中学校区内における浜田小学校区については、第二中学校区への学区改編を検討します。

〔現状〕浜田小から第二中：約 52%・浜田小から第六中：約 48% (令和8年度現在)

表 4-11 第六中学校区の児童生徒数の推計値

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15※	R16	R17	R18	R19
第六中	304	303	310	296	285	253	254	219	222	220	217	203
富士見小	290	267	236	239	211	200	178	167	157	148	139	131
泉小	253	237	241	238	229	230	223	216	210	204	198	192
小学校計	543	504	477	477	440	430	401	383	367	352	337	323
小・中学校計	847	807	787	773	725	683	655	602	589	572	554	526
	R20	R21※	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
第六中	168	158	149	140	131	124	116	109	103	97	91	86
富士見小	123	116	109	102	96	90	85	80	75	71	66	62
泉小	186	180	175	170	165	160	155	150	146	141	137	133
小学校計	309	296	284	272	261	250	240	230	221	212	203	195
小・中学校計	477	454	433	412	392	374	356	339	324	309	294	281

※ R15以降の児童数及び R21以降の生徒数は直近10年間の平均増減率で推計した人数。

※義務教育学校設置時に泉小学校区を第六中学校区へ、浜田小学校区を第二中学校区へ改編することを想定し、泉小、富士見小及び第六中を対象として整理した。

表 4-12 第六中学校区の学校施設概要 (出典：令和7年度「酒田の教育」ほか)

	敷地		建物						都市計画 区域
	種別	面積(㎡)	種別	面積(㎡)	築年	経年	構造	主な改修	
第六中	建物敷地	9,737	校舎	5,333	S60	41	RC		一中高
	グランド	19,180	屋内運動場	1,283	S60	41	RC		
富士見小	建物敷地	11,549	校舎	4,932	S56	45	RC	H26老朽	一中高
	グランド	11,855	屋内運動場	1,085	S56	45	RC	H25耐震・老朽	
泉小	建物敷地	10,898	校舎	4,884	S55	46	RC	H25耐震、H26老朽	一低
	グランド	13,092	屋内運動場	1,131	S55	46	RC	H25耐震・老朽	

※経年：令和8年度時点 構造：RC…鉄筋コンクリート造

(6) 鳥海八幡中学校区

- ・ 鳥海小学校、一條小学校、八幡小学校及び鳥海八幡中学校の児童生徒数が、鳥海八幡中学校の普通教室で対応可能と見込まれるのは令和13年度以降です。

〔算定〕鳥海八幡中学校の普通教室数9室×33人＝297人

(普通教室とは別に特別支援教室3室確保することを想定)

表 4-13 鳥海八幡中学校区の児童生徒数の推計値

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15※	R16	R17	R18	R19
鳥海八幡中	154	154	153	150	141	131	116	105	94	74	65	53
鳥海小	121	114	97	83	75	68	51	46	41	37	34	30
一條小	61	57	52	44	39	26	21	19	17	16	14	13
八幡小	81	73	74	62	55	51	47	43	39	35	32	29
小学校計	263	244	223	189	169	145	119	108	97	88	80	72
小・中学校計	417	398	376	339	310	276	235	213	191	162	145	125
	R20	R21※	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
鳥海八幡中	45	40	35	31	28	24	22	19	17	15	13	12
鳥海小	27	25	22	20	18	16	15	13	12	11	10	9
一條小	12	10	9	9	8	7	6	6	5	5	4	4
八幡小	27	24	22	20	18	16	15	14	12	11	10	9
小学校計	66	59	53	49	44	39	36	33	29	27	24	22
小・中学校計	111	99	88	80	72	63	58	52	46	42	37	34

※R15以降の児童数及びR21以降の生徒数は直近10年間の平均増減率で推計した人数。

※桃色着色欄は複式学級の編制が見込まれる年度。

表 4-14 鳥海八幡中学校区の学校施設概要 (出典：令和7年度「酒田の教育」ほか)

	敷地		建物						都市計画 区域
	種別	面積(㎡)	種別	面積(㎡)	築年	経年	構造	主な改修	
鳥海八幡中	建物敷地	6,548	校舎	3,526	S54	47	RC	H25老朽	二中高
	グランド	21,594	屋内運動場	1,648	S55	46	S	H17耐震・老朽	
鳥海小	建物敷地	12,037	校舎	3,404	S54	47	RC	H23耐震・老朽	市街化 調整区域
	グランド	21,573	屋内運動場	1,140	S57	44	S	R7大規模	
一條小	建物敷地	6,049	校舎	2,090	S60	41	RC		非線引 用途白地
	グランド	8,610	屋内運動場	944	S63	38	RC		
八幡小	建物敷地	11,636	校舎	4,159	H7	31	RC		非線引 用途白地
	グランド	10,695	屋内運動場	1,312	H6	32	S		

※経年：令和8年度時点 構造：RC…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨その他造

(7) 東部中学校区

- ・ 南平田小学校、松山小学校及び東部中学校の児童生徒数が、東部中学校の普通教室数で対応可能と見込まれるのは令和15年度以降です。

〔算定〕 東部中学校の普通教室数 9 室×33 人＝297 人

(普通教室とは別に特別支援教室 3 室確保することを想定)

表 4-15 東部中学校区の児童生徒数の推計値

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15※	R16	R17	R18	R19
東部中	151	142	156	173	166	143	131	119	118	107	101	88
松山小	101	87	71	65	60	48	35	31	28	25	22	20
南平田小	205	199	191	174	161	159	139	133	128	123	118	113
小学校計	306	286	262	239	221	207	174	164	156	148	140	133
小・中学校計	457	428	418	412	387	350	305	283	274	255	241	221
	R20	R21※	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
東部中	67	62	57	52	48	44	40	37	34	31	29	26
松山小	18	16	14	12	11	10	9	8	7	6	6	5
南平田小	109	104	100	96	92	89	85	82	79	75	72	69
小学校計	127	120	114	108	103	99	94	90	86	81	78	74
小・中学校計	194	182	171	160	151	143	134	127	120	112	107	100

※R15以降の児童数及びR21以降の生徒数は直近10年間の平均増減率で推計した人数。

※桃色着色欄は複式学級の編制が見込まれる年度。

表 4-16 東部中学校区の学校施設概要（出典：令和7年度「酒田の教育」ほか）

	敷地		建物						都市計画 区域
	種別	面積(㎡)	種別	面積(㎡)	築年	経年	構造	主な改修	
東部中	建物敷地	13,487	校舎	4,083	S48	53	RC	H24耐震、H25老朽	区域外
	グラウンド	23,976	屋内運動場	1,838	H26	12	RC		
松山小	建物敷地	6,614	校舎	3,488	S54	47	RC	H29耐震、H30老朽	区域外
	グラウンド	7,548	屋内運動場	1,160	H31	7	RC		
南平田小	建物敷地	15,853	校舎	4,009	S63	38	RC		区域外
	グラウンド	14,730	屋内運動場	1,570	S63	38	S		

※経年：令和8年度時点 構造：RC…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨その他造

(8) 飛島中学校区

- ・ 飛島小学校及び飛島中学校については、保護者の意向等を踏まえて在り方を検討します。

表 4-17 飛島中学校区の児童生徒数の推計値

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
飛島中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
飛島小	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0
小学校計	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0
小・中学校計	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
飛島中	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飛島小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小・中学校計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 4-18 飛島中学校区の学校施設概要（出典：令和7年度「酒田の教育」ほか）

	敷地		建物						都市計画 区域
	種別	面積(㎡)	種別	面積(㎡)	築年	経年	構造	主な改修	
飛島中	建物敷地	1,784	校舎	754	S58	43	S		区域外
	グラウンド	9,065	屋内運動場	608	S58	43	S		
飛島小	建物敷地	783	校舎	754	S58	43	S		区域外
	グラウンド	1,402	屋内運動場	134	S58	43	S		

※経年：令和8年度時点 構造：S…鉄骨その他造

表 4-19 各中学校区の比較

中学校区	対象校	対応可能見込年度※
第一中学校区	琢成小、松陵小、西荒瀬小、第一中	令和15年度以降
第二中学校区	浜田小、若浜小、平田小、第二中	令和25年度以降
第三中学校区	亀ヶ崎小、松原小、第三中	令和28年度以降
	施設分離型の場合	令和19年度以降
第四中学校区	新堀小、広野小、浜中小、黒森小、十坂小	令和10年度に 統合小学校を開校
	宮野浦小、第四中	令和15年度に 義務教育学校へ移行
第六中学校区	富士見小、泉小、第六中	令和18年度以降
鳥海八幡中学校区	鳥海小、一條小、八幡小、鳥海八幡中	令和13年度以降
東部中学校区	松山小、南平田小、東部中	令和15年度以降
飛島中学校区	飛島小、飛島中	在り方を検討

※対応可能見込年度は決定した再編年度ではありません。

4 共通事項

義務教育学校の設置にあたり、共通して検討が必要な事項は次のとおりです。

(1) 校舎等の改修

既存中学校を義務教育学校へ移行するための校舎改修については、主に次の手順により検討し、必要な改修を行います。

ア) 再編後の児童生徒数及び学級数の確定

イ) 既存中学校の教室数及び面積・配置の確定

ウ) 学校設置基準との適合確認

エ) トイレ、階段、手洗い、昇降口の低学年対応の検討

オ) 消防、避難、防犯、給食、保健室等に係る機能の確認

カ) 基本設計、実施設計、改修工事の実施

また、「酒田市学校施設整備方針」（令和8年3月一部改訂）に基づき、大規模改修等の必要性について検討します。同方針における学校施設の整備方針は、次のとおりです。

酒田市学校施設整備方針（令和8年3月一部改訂）（抜粋）

2 学校施設の整備方針

1 に示した学校施設の目指すべき姿を実現するため、学校施設整備にあたっての目標使用年数や改修時期について、以下の方針に基づき行います。

ア 建物（プール付属棟を除く）

1970 年代から 80 年代にかけて集中整備された建物は、今後一斉に大規模改造や建て替えが必要な時期を迎えます。限られた財政状況で効率的に施設整備を実施するため、施設の「長寿命化」を図り、「予防保全」を導入します。これにあたり、建物の目標使用年数や改修時期を以下のとおりとします。

表 13 建物の目標使用年数と改修時期

目標使用年数	80 年
大規模改修時期（機能回復）	築後 20 年、60 年
長寿命化改修時期（機能回復及び機能向上）	築後 40 年

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、長寿命化せず、建替えることとします。

- ・コンクリート圧縮強度が 13.4N/mm² 以下、もしくは不明の場合
- ・中性化深さが 30mm 以上、もしくは中性化の進行が理論値より進行している場合
- ・旧耐震基準の建物で腐食や劣化が著しい場合

また、築年数や構造躯体の健全性、構造躯体以外の老朽化状況、改修・修繕の実施状況、さらには今後の児童生徒数の推移を踏まえて整備方針を設定の上、優先順位を付けて計画的に効率的・効果的な施設整備を実施します。

(2) 給食

既存の中学校のうち、調理室を有しているのは鳥海八幡中学校のみです。給食の提供方式について、自校調理方式または配送方式のいずれとするか、再編に向けた検討とあわせて検討します。

(3) スクールバス

本市では、スクールバスの運行基準は、表 4-20 のとおりです。

義務教育学校の設置に当たっては、この基準に沿った運行を基本としつつ、他の交通機関（バス、タクシー等）の利用についても検討します。

また、乗降場所、通学時間、安全確保、低学年児童への配慮について、学区ごとに検討します。

なお、全国的にバスの運転手不足が深刻化しているため、酒田市地域公共交通計画の施策と連携し、多様な輸送資源の活用や一元管理体制の構築等を図り、安全安心な通学を確保します。

表 4-20 スクールバスの運行基準

区分		小学校	中学校
通年		おおむね 4 km 以上	おおむね 6 km 以上
夏季・冬季		おおむね 3 km 以上	
学校統合等による特別な事情がある場合 ※	通年	おおむね 3 km 以上	おおむね 5 km 以上
	夏季・冬季	おおむね 2 km 以上	おおむね 3 km 以上

※市街地を除く

1 (4) 学童保育所

2 学童保育所については、義務教育学校の敷地内または近隣への設置を基本としま
3 す。

4 その上で、義務教育学校設置の検討状況にあわせて、具体的な設置場所や定員、
5 利用対象、開設時間、既存クラブの再編等について、保護者ニーズを踏まえて検討
6 します。

7 また、施設の状況に応じて、学校施設の一時利用（タイムシェア）についても検
8 討します。

9
10 (5) 閉校後の施設

11 閉校となった校舎等の利活用については、民間等への売却を基本とします。

12 ただし、主に屋内運動場やプール等の施設について、地域活動や社会体育等での
13 利用状況、維持管理費、施設改修に係る国庫補助金の返還条件、市債の償還状況な
14 どを個別に確認したうえで、利活用の方策を検討します。

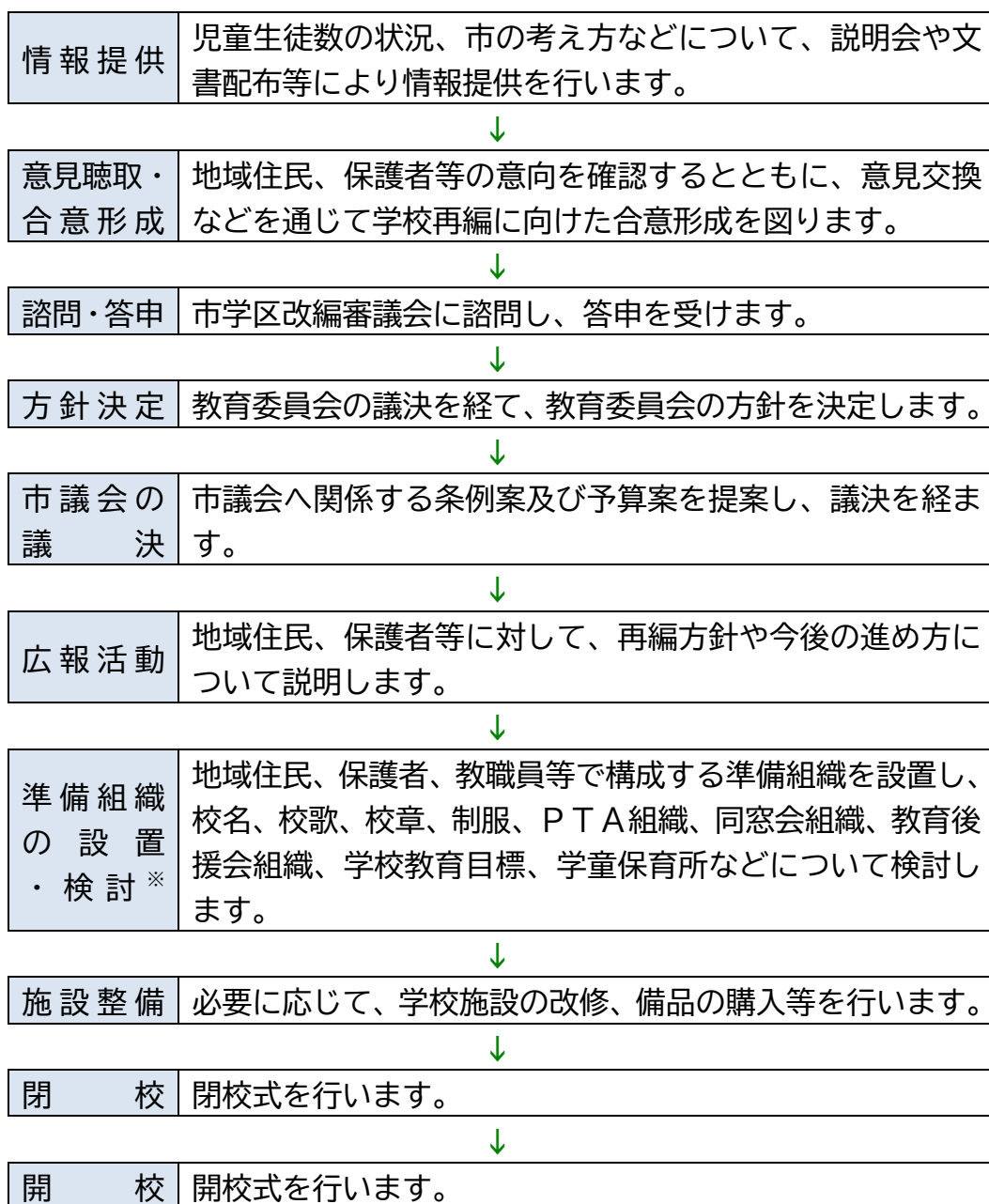
15 また、避難所機能を有する施設については、近隣の他施設への機能移管を検討し
16 ます。

第5章 学校再編に向けた今後の進め方

前章で示した対応可能見込年度は、令和8年5月1日現在の児童生徒数等を基に、既存校舎の普通教室数から概算した将来展望であり、個別の再編計画や実施計画ではありません。実際の再編の時期や方式については、今後の児童生徒数の推移、学級編制状況、保護者・地域との合意形成、財政状況、市議会の審議等を踏まえ、総合的に判断し決定します。

学校再編に向けては、保護者、地域住民、学校関係者等と十分な時間をかけて意見交換を行いながら丁寧に進めます。基本的な進め方は、図5-1に示すとおりです。

図5-1 進め方



※学校の規模、再編の方式、施設改修の内容等によって異なりますが、一般的に「準備組織の設置・検討」から「開校」までは、おおむね2～3年程度の期間を要します。

資料 1

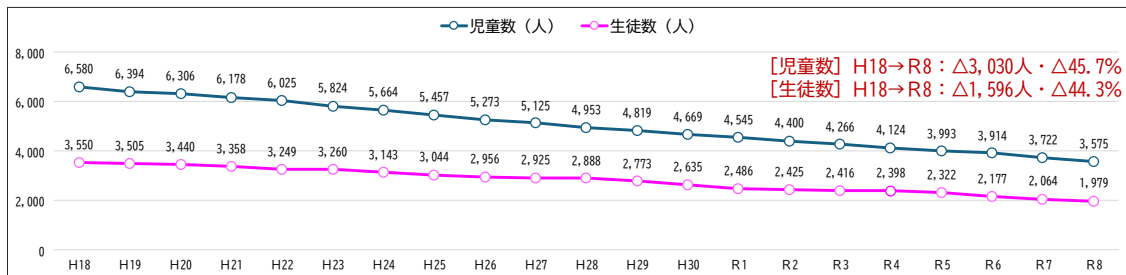
市町合併以降の児童生徒数の推移

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童数（人）	6,580	6,394	6,306	6,178	6,025	5,824	5,664	5,457	5,273	5,125	4,953	4,819	4,669	4,545	4,400	4,266	4,124	3,993	3,914	3,722	3,575
生徒数（人）	3,550	3,505	3,440	3,358	3,249	3,260	3,143	3,044	2,956	2,925	2,888	2,773	2,635	2,486	2,425	2,416	2,398	2,322	2,177	2,064	1,979
計	10,130	9,899	9,746	9,536	9,274	9,084	8,807	8,501	8,229	8,050	7,841	7,592	7,304	7,031	6,825	6,682	6,522	6,315	6,091	5,786	5,554

小学校	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
琢成小	264	259	273	277	275	258	246	248	238	210	196	180	184	167	157	167	166	163	159	165	149
浜田小	318	332	338	339	329	291	287	256	234	229	219	218	208	211	213	200	190	178	171	161	149
若浜小	379	383	375	373	364	348	342	319	312	310	309	312	311	325	336	343	353	333	346	325	317
富士見小	525	515	472	468	455	431	429	398	399	387	400	391	384	373	355	355	330	320	306	290	290
亀城小	435	428	424	418	432	417	403	397	亀ヶ崎小へ												
亀ヶ崎小								509	504	473	468	459	449	452	447	456	441	457	438	417	
松原小	618	573	575	557	550	555	559	573	578	581	579	577	539	511	497	494	457	448	448	437	430
港南小	220	185	195	186	173	166	152	149	亀ヶ崎小へ												
松陵小	381	375	363	331	313	289	288	295	304	304	299	288	296	281	267	241	240	228	220	201	195
泉小	478	483	475	473	452	462	451	415	400	380	368	352	329	330	316	307	302	289	286	261	253
飛鳥小	0	0	0	2	3	2	2	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西荒瀬小	184	183	169	156	139	137	118	114	114	109	107	110	112	116	126	123	123	121	116	111	95
新堀小	134	141	138	130	132	130	127	111	103	86	85	81	71	71	63	64	60	52	56	45	48
広野小	146	146	136	129	124	117	113	112	105	94	91	90	80	80	73	74	68	58	60	59	57
浜中小	114	116	124	125	128	131	116	105	86	81	67	66	60	61	59	60	59	51	59	58	55
黒森小	67	64	66	62	63	59	51	50	47	53	44	39	43	41	39	35	42	40	35	30	26
十坂小	348	355	336	316	310	297	281	257	247	245	235	214	213	202	198	193	181	175	163	154	148
宮野浦小	389	367	367	381	371	362	382	385	387	382	378	376	375	385	373	349	319	331	303	278	260
東平田小	95	81	80	79	77	77	67	平田小へ													
中平田小	112	104	98	93	90	78	72	平田小へ													
北平田小	87	78	89	88	79	73	78	平田小へ													
平田小								217	192	189	181	178	166	154	148	133	134	136	129	127	117
鳥海小	188	188	188	181	171	169	160	155	159	163	155	200	187	180	160	148	145	135	134	122	121
南遊佐小	58	53	57	59	58	56	55	53	51	48	48	鳥海小へ									
一條小	115	115	118	111	106	106	103	100	93	89	92	86	78	69	66	66	57	58	55	64	61
八幡小	197	185	192	247	243	240	230	219	199	188	172	165	156	146	143	130	122	112	106	98	81
大沢小	31	27	32	八幡小へ																	
日向小	32	30	24	八幡小へ																	
地見興屋小	46	41	44	41	41	38	44	38	40	39	37	松山小へ									
松山小	154	140	131	126	118	110	95	92	84	71	63	136	141	135	112	107	111	111	95	94	101
内郷小	94	90	86	84	79	79	67	62	62	58	53	松山小へ									
田沢小	57	55	49	48	46	41	31	30	27	24	24	27	24	23	21	20	南平田小へ				
南平田小	314	302	292	298	304	305	315	305	295	288	274	264	243	235	226	210	209	213	210	204	205
計	6,580	6,394	6,306	6,178	6,025	5,824	5,664	5,457	5,273	5,125	4,953	4,819	4,669	4,545	4,400	4,266	4,124	3,993	3,914	3,722	3,575

中学校	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第一中	265	246	237	227	228	537	498	459	408	419	399	402	363	373	371	380	350	320	305	293	306
第二中	326	314	311	278	276	277	406	406	404	400	380	334	318	305	302	298	295	305	289	292	286
第三中	686	695	635	640	582	589	565	539	562	539	563	544	533	515	508	515	512	510	472	442	413
第四中	647	637	624	593	601	594	563	559	548	549	548	532	508	463	434	428	424	409	395	385	365
第五中	266	255	268	274	279	第一中へ															
第六中	457	489	509	505	500	511	514	501	456	449	419	409	388	353	351	352	379	366	342	322	304
飛鳥中	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
平田中	171	160	158	164	146	140	第二中へ														
鳥海中	163	135	133	119	鳥海八幡中へ																
八幡中	207	223	211	201	鳥海八幡中へ																
鳥海八幡中					303	307	292	285	287	283	282	267	260	243	234	228	218	212	186	172	154
松山中	155	145	151	154	146	139	135	127	東部中へ												
飛鳥中	207	206	203	203	188	165	169	166	東部中へ												
東部中								290	285	296	284	264	234	225	215	220	200	188	158	151	
計	3,550	3,505	3,440	3,358	3,249	3,260	3,143	3,044	2,956	2,925	2,888	2,773	2,635	2,486	2,425	2,416	2,398	2,322	2,177	2,064	1,979

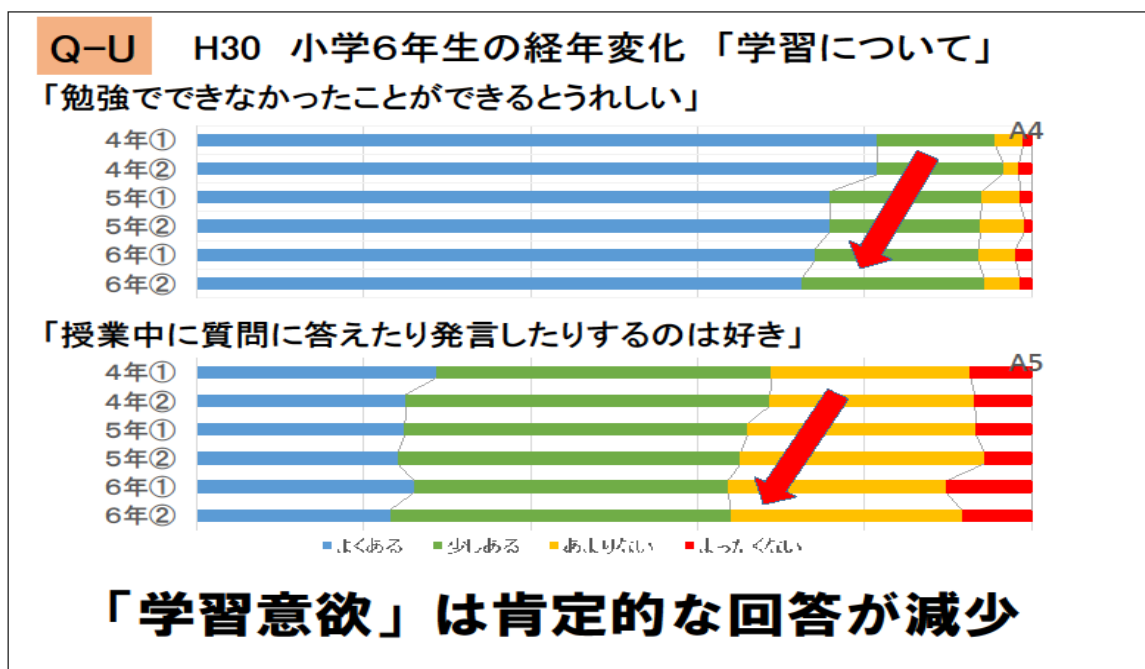
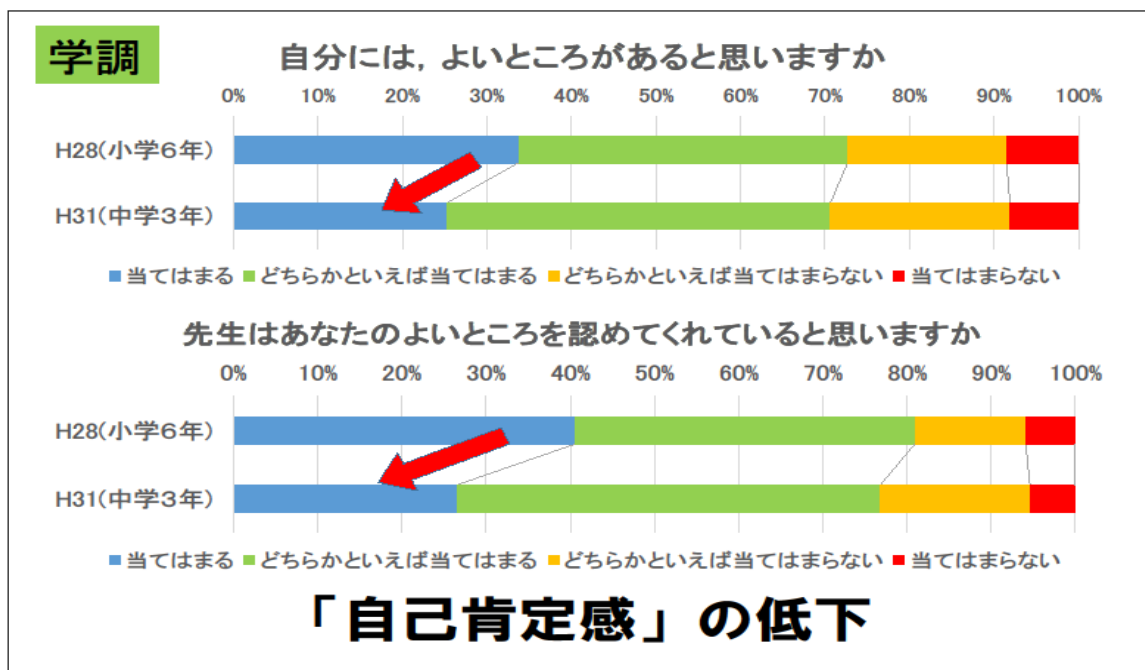


【出典】酒田の教育、教育人口統計

資料2

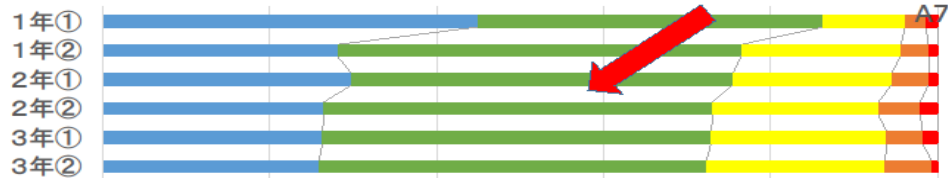
酒田市における教育課題

【出典】学調：全国学力・学習状況調査、Q-U：楽しい学校生活を送るためのアンケート

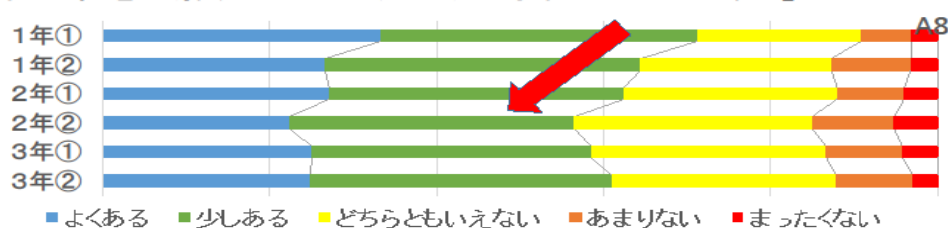


Q-U H30 中学3年生の経年変化「学習について」

「授業の内容は理解できる」



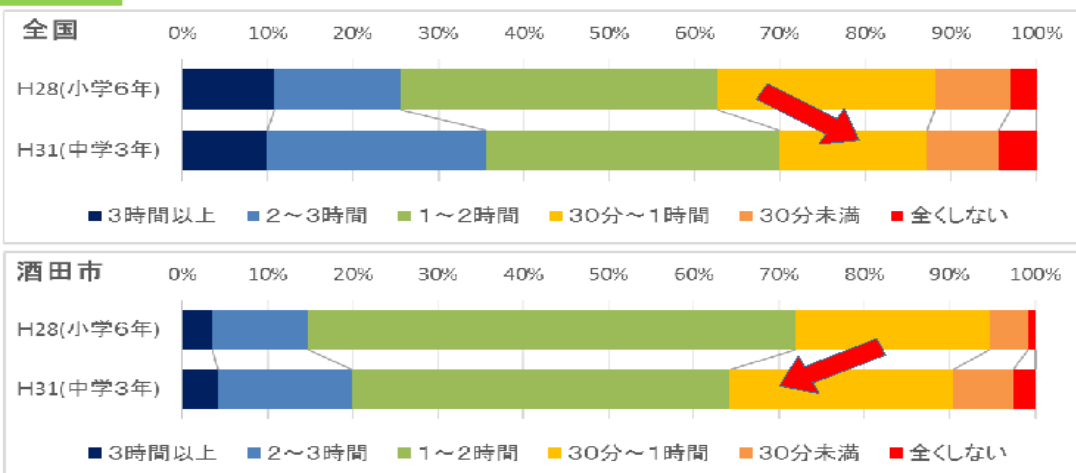
「学習内容を理解するため自分なりの学習の仕方がある」



中1で肯定的な回答が急に減少

学調

平日 授業以外の1日の学習時間



1時間以上学習する割合は減少

資料3

リード校による実践の状況

【リード校の一つである第四中学校区における取組事例】

第四中学校区では、児童生徒同士の学び合いによる授業改善と話し合い活動の充実を学校運営の両輪と位置づけ、各小・中学校で共通した取組みを展開しました。この結果、自己肯定感や学習意欲の高まりに加え、N R Tの数値に改善が見られました。

生徒指導面 話し合い活動の充実

班会、班長会の通年実施



困ったことはみんなで解決！

**自浄作用が働く
集団づくり**

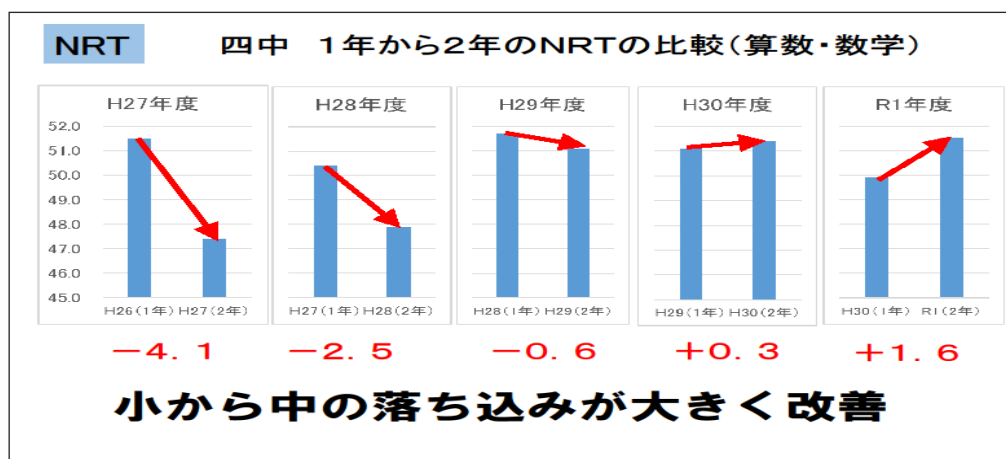
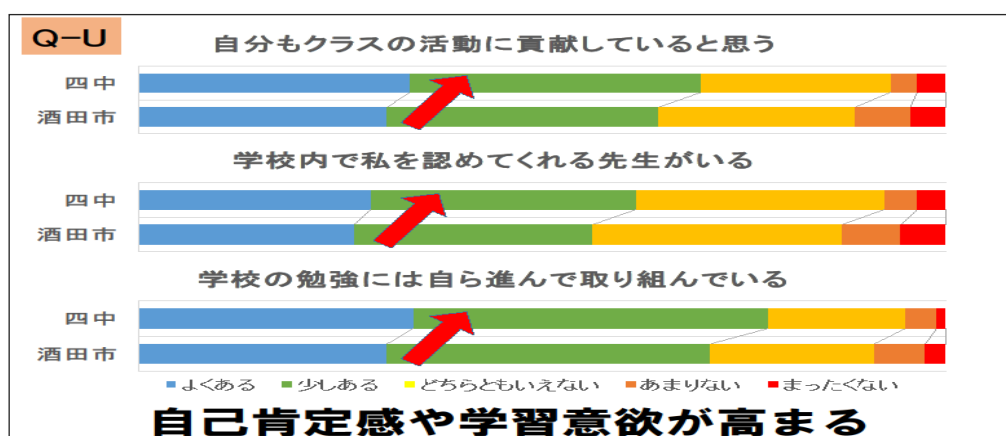
学習指導面 グループでの学び合い



生徒に任せる
↓↑
達成感

**好循環で
主体性が育つ**

全校で形態を統一
4人1組学習グループ
中学校（H28～）



資料4

酒田市小中一貫教育ビジョンR 7～R 9

◎教育目標と目指す人間像

◎学び合い ともに生きる 公益のまち酒田の人づくり

○自ら学び、考え、時代の変化を先取りし新たな価値を生み出すたくましい人 **自律**

○自分と他の人を大切に、多様性を認め支え合う人 **尊重**

○ふるさとの自然・歴史・文化を愛し、公益の心でこれからの社会を担う人 **創造**



「まなびの樹」をさらに大きく育てる

◎つきたい力：酒田市「まなびの樹」

教えるべきこと
を教える



葉の力：「知識及び技能」

生きて働く概念として日常と関連づけながら、学びを更新していく力

幹の力：「思考力、判断力、表現力等」

未知の状況にも、これまでの学びを活用しながら考え対応していく力

根の力：「学びに向かう力、人間性等」

よりよい社会や幸福な人生に向けて、学びを生かしていく力

『根の力』を支える3つの要素

自己効力感

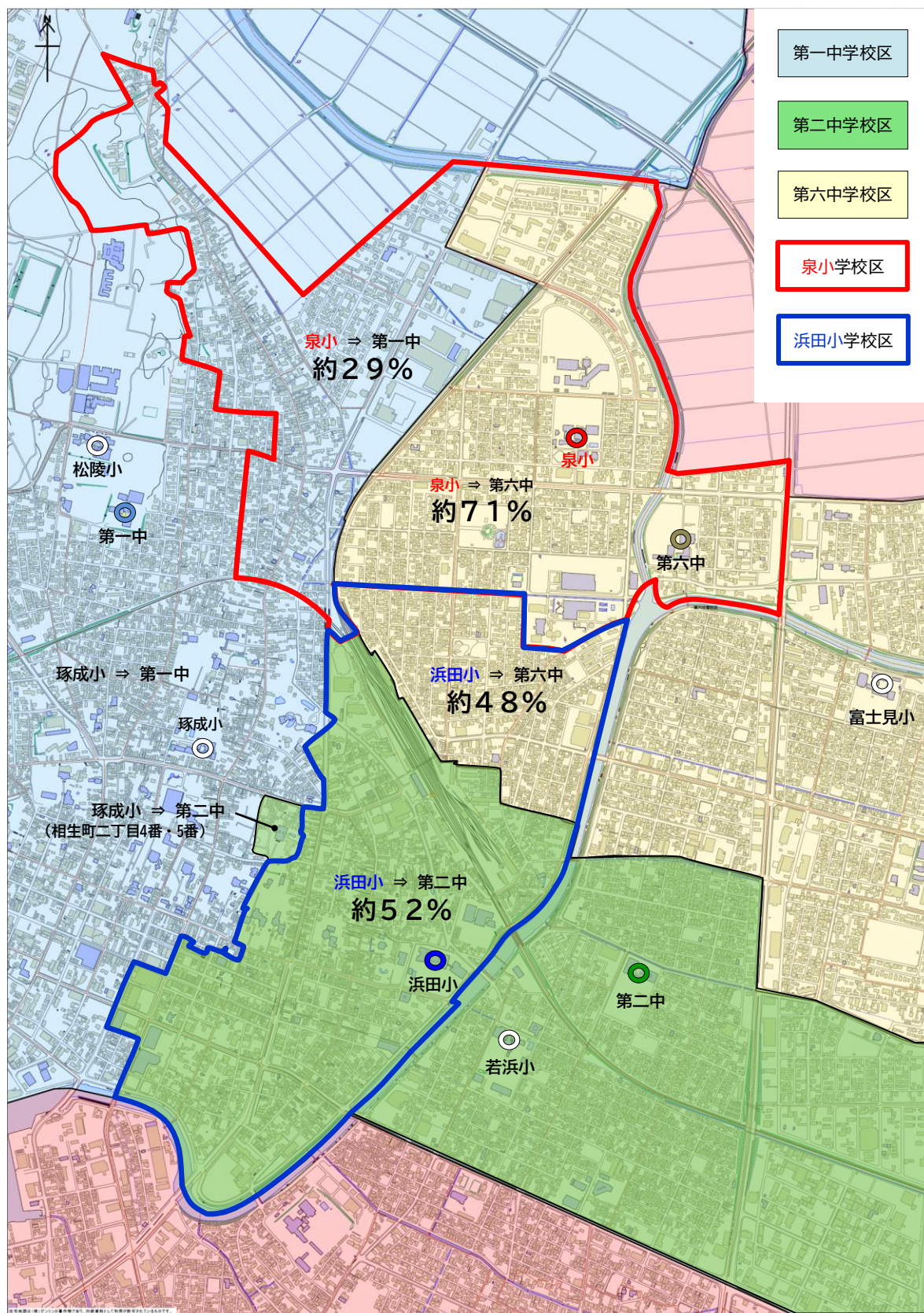
学習習慣

目的意識

(「指導」と「支援」の働きかけ)

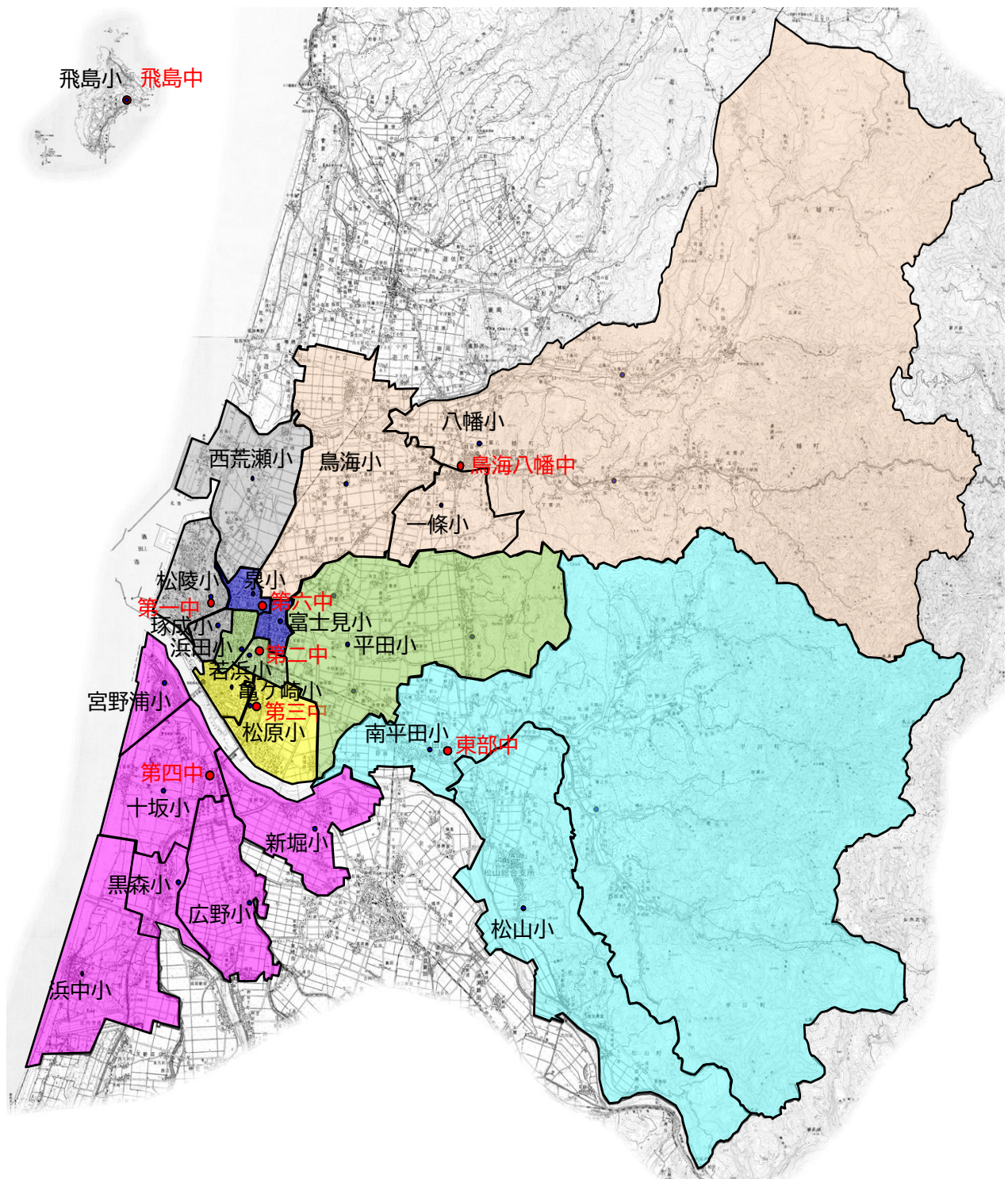
資料5

市街地における小学校・中学校 学区現況図（令和8年度現在）



資料6

通学区域図（令和8年度現在）



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

酒田市学校再編ビジョン

－ 義務教育学校設置に向けた将来展望 －

令和8年 月

発行 酒田市教育委員会

〒998-8540

山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市教育委員会 教育総務課 学区改編・義務教育学校整備室

TEL 0234-26-5627 FAX 0234-23-2257

URL <https://www.city.sakata.lg.jp>

22